

【1986年3月25日】労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

労働省

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働者災害補償保険の年金たる保険給付等と厚生年金保険の年金たる保険給付等との調整

一 同一の事由により労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の休業補償給付と厚生年金保険の障害厚生年金又は国民年金の障害基礎年金とが支給される場合における休業補償給付の額の調整に関し、所定の額から当該障害厚生年金又は障害基礎年金の額を三百六十五で除して得た額を減じた額に相当する額を林業補償給付の最抵保障額とすること。(第一条第一項関係)

二 同一の事由により労災保険の年金たる保険給付と厚生年金保険の年金たる保険給付又は国民年金の年金たる給付(以下「厚生年金等」という。)とが支給される場合における労災保険の年金たる保険給付の額の調整に関し、所定の額から同一の事由により支給される厚生年金等の額を減じて得た額に相当する額を労災保険の年金たる保険給付の最低保障額とすること。(第三条、第五条及び第六条関係)

三 その他所要の整備を行うこと。(第一条第二項、第二条及び第四条関係)

第二 経過措置

一 国民年金法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第百十六条の規定による労災探険の年金たる保険給付等と同法による改正前の厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付等との調整

(一) 同一の事由により労災保険の年金たる保険給付と改正法による改正前の厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付又は改正法による改正前の船員保険法の規定による年金たる保険給付若しくは改正法による改正前の国民年金法の規定による年金たる給付(以下「旧厚生年金等」という。)とが支給される場合における労災保険の年金たる保険給付の額の調整に関し、労災保険の年金たる保険給付の額に乗ずる率は、支給される労災保険の年金たる保険給付の種類及び同一の事由により支給される旧厚生年金等の区分ごとに次に掲げる率とすること。(附則第六項及び第十項関係)

併給される旧厚生年金等 労災保険の年金たる保険 給付の種類	改正前の厚生年金保険 法の規定による年金た る保険給付	改正前の船員保険法 の規定による年金た る保険給付	改正前の国民年金法 の規定による年金た る給付
障害補償年金・ 障害年金	(障害年金) 0.76	(障害年金) 0.83	(障害年金) 0.89
遺族補償年金・ 遺族年金	(遺族年金) 0.83	(遺族年金) 0.83	(母子年金等) 0.91
傷病補償年金・ 傷病年金	(障害年金) 0.76	(障害年金) 0.76	(障害年金) 0.88

(二) 労災保険の年金たる保険給付の額に(一)に規定する率を乗じて調整する場合、所定の額から同一の事由により支給される旧厚生年金等の額を減じた額に相当する額を労災保険の年金たる保険給付の最低保障額とすること。(附則第七項から第九項まで及び第十一項から第十三項まで関係)

(三) 同一の事由により労災保険の休業補償給付又は休業給付と旧厚生年金等が支給される場合の労災保険の休業補償給付又は休業給付の額の調整に関し、所定の額から当該旧厚生年金等の額を三百六十五で除して得た額を減じた額に相当する額を休業補償給付又は休業給付の最低保障額とすること。(附則第十五項及び第十六項関係)

(四) その他所要の規定を設けること。(附則第十四項関係)

二 昭和六十三年三月までの間における改正法附則第一百七条の規定による労災保険の年金たる保険給付等と改正法による改正後の厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付との調整

(一) 同一の事由により労災探険の年金たる保険給付と改正法による改正後の厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付又は改正法による改正後の国民年金法の規定による年金たる給付(以下「新厚生年金等」という。)とが支給される場合における労災保険の年金たる保険給付の額の調整に関し、労災保険の年金たる保険給付の額に乗ずる率は、支給される労災保険の年金たる保険給付の種類及び同一の事由により支給される新厚生年金等の区分ごとに次に掲げる率とすること。(附則第十七項、第二十一項及び第二十五項関係)

併給される新厚生年金等 労災保険の年金たる保険 給付の種類	改正後の厚生年金保険法の 規定による年金たる保険給 付及び改正後の国民年金法 の規定による年金たる給付	改正後の厚生年金 保険法の規定によ る年金たる保険給 付	改正後の国民年金 保険法の規定によ る年金たる給付
障害補償年金・ 障害年金	(障害厚生年金及び障 害基礎年金) 0.76	(障害厚生年 金) 0.88	(障害基礎年 金) 0.89
遺族補償年金・ 遺族年金	(遺族厚生年金及び遺 族基礎年金) 0.83	(遺族厚生年 金) 0.91	(遺族基礎年 金) 0.91
傷病補償年金・ 傷病年金	(障害厚生年金及び障 害基礎年金) 0.76	(障害厚生年 金) 0.88	(障害基礎年 金) 0.88

(二) 労災保険の年金たる保険給付の額に(一)に規定する率を乗じて調整する場合、所定の額から同一の事由により支給される新厚生年金等の額を減じた額に相当する額を労災保険の年金たる保険給付の最低保障額とすること。(附則第十八項から第二十項まで、第二十二項から第二十四項まで及び第二十六項から第二十八項まで関係)

第三 施行期日

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。